

携帯電話やスマートフォンから子どもたちを守るための決議文

携帯電話やスマートフォンは、人間がより幸せに生きていくために作り出した便利な道具であり、決してその道具に子どもたちの大切な命や時間を奪われるようなことがあってはなりません。

宮崎県高等学校 PTA 連合会では、携帯電話等の取扱いについて、平成11年10月と平成14年10月に「特別決議文」を、平成16年10月に「特別緊急アピール」をそれぞれ県高P連秋季研究大会において決議し、子どもに携帯電話は、「与えない、持たせない、学校に持っていかせない」をスローガンとし、活動してまいりました。また、平成27年3月に「決議文、並びに4つの誓い」を採択し、子どもたちに携帯電話の正しい利用を勧めてきました。

このような中、社会情勢に大きな変化が起こり、大学入試の web 出願や、そのために必要な情報を自分でクラウドに上げたりなど、その利活用も大きく様変わりを見せ始めました。何よりも、災害発生時の緊急速報など、身を守るためにも重要な要素を持ち始めてきました。

そこで、県高等学校PTA連合会といたしましては、平成30年度より県立学校長協会や県教育委員会との協議を重ねてきた結果、携帯電話等の学校への持ち込みに関して、各学校の実情を踏まえ、各校PTAと学校で協議した対応が必要との結論に達しました。

一方、違法・悪徳サイトの問題や SNS(ソーシャルネットワークサービス)を用いた犯罪やトラブルが解決したわけでもなく、むしろ、巧妙化してきていることも事実であり、自転車運転中の「ながらスマホ」の問題なども取りざたされています。

こういった被害から、子どもを守るのは、基本的に保護者の責任です。また、保持、管理はあくまでも、本人、保護者の責任であり、学校はそれを認めるだけで、十分に家庭でのルールを決めた上で、その取扱いについては御留意いただきますようお願いいたします。

このような状況を考慮し、子どもたちの命と明るい学校生活を守るため次のことを宣言し、遵守していくことを誓います。

令和 2年 6月 10日

宮崎県高等学校 PTA 連合会
会 長 黒田 仁 志

1 家庭でのルールをつくります。

携帯・スマホを利用するうえでの責任について、家庭内で通信料などの情報も共有しながら自己責任について話し合い理解したうえで利用します。

2022年4月から、成人年齢が現在の20歳から18歳に引き下げられます。子どもが未成年者の場合、責任は保護者が負うこととなりますが、18歳に達した日から、すべての責任は自分で負わなければならないことを理解したうえで利用します。

2 一般社会のモラルを守ります。

登下校中などの自転車運転時の「ながら運転」はしません。

公共の場では電源 OFF・マナーモード等を活用し、他人に迷惑をかけない利用を心がけます。

3 学校の約束を守ります。

学校で定められたルールを守るとともに、SNS の利用時間の確認、校内撮影禁止、友人・先生等の無断撮影・録音の禁止など、子どもたちが、主体的にルールの遵守に取り組むよう努めます。

4 時代の流れに応じて、常に情報社会について学びます。

保護者は情報収集(SNS の危険、悪徳サイト情報、リベンジポルノ)を常に行い、情報社会について正しい認識の下、携帯電話やスマートフォンの所持と管理に努めます。

5 子どもを情報社会から守ります。

相談窓口の周知(被害に遭ったとき、遭いそうなときの早期相談)に努めます。

相談窓口

○宮崎県消費生活センター TEL 0985-25-0999

ワンクリック請求や架空請求など、消費者トラブル全般

○お住まいの所轄警察署ヤングテレホン

警察本部ヤングテレホン TEL 0985-23-7867 で、所轄の警察署の連絡先を教えてください。

○宮崎県教育研修センター(ふれあいコール) TEL 0985-31-5562

いじめ、不登校、家庭教育相談など

※各市町村にも相談窓口があります。困ったら、まずどこかに相談してみましょう。